

○憲法9条

- ・戦争(武力行使等)の放棄
- ・一切の戦力不保持
- ・交戦権の否認

⇒ 憲法9条全体として、「国際関係において実力行使を行うことを一切禁じているように見える」という文理として解釈する



○憲法13条

- ・日本国民の生命、自由及び幸福追求権を国家が最大限尊重する責務

○憲法前文

- ・日本国民の平和的生存権

○憲法前文の「平和主義」

- (a) 政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意(国民主権原理の採択の動機・理由であり、「われらは、これに反する一切の憲法を排除する」)
- (b) 恒久平和の念願、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して安全と生存を保持する決意
- (c) 全世界の国民が「平和的生存権」を有することの確認

⇒ 憲法9条の解釈指針としての効力による制限

「平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」(S47見解)



自衛権の発動として許される武力行使の三要件

① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと

= 外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態(S47見解)  
= 外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合(H16政府答弁書)

② これを排除するために他の適当な手段がないこと

③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

※第一要件(①)については、「武力作用を起因」、「国民の生命の危険」という二つの法理から構成されている。



第一要件(①)

第二要件(②)

第三要件(③)

憲法前文の平和主義

- (a) 国民主権(憲法改正国民投票)によらない新しい戦争による惨禍の阻止の決意
- (b) 恒久平和の念願 等々
- (c) 全世界の国民の平和的生存権の確認

合憲となる  
武力行使  
(個別的自衛権のみ)

「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」と定義される集団的自衛権は、「自国が直接攻撃されていない」という条件下である以上、そもそも三要件の第一要件(①)を欠くものであり、「限定的行使」を含め合憲となる余地はない。(H16年国会答弁)

(※「自国が直接攻撃されていない」という条件下では、憲法13条に規定する国民の生命等が危険にさらされるような事態が現実的に想定し得ない以上(「立法事実」の不存在)、「あらゆる実力の行使を一切禁じているように見える」という憲法9条の文理を乗り越えるだけのその必要不可欠性に係る論拠が認め難く、また、国民の生命の保護という究極の価値を規定した憲法13条以外の他の憲法の条項においても当該文理を乗り越えるだけの根拠となるものを見出し難く、よって、集団的自衛権の行使は憲法9条違反とならざるを得ない。)

# 7.1閣議決定の「からくり」図解

(参議院議員 小西洋之 作成)

第一要件の「武力作用を起因」、  
「国民の生命の危険」の法理

「立法事実」の  
でっち上げ！

集团的  
自衛権

武力行使の  
「新三要件」

「明白な危険」  
の論理

火事場泥棒的に  
「第一要件」を緩和

すり抜け

第一要件(①)  
第二要件(②)  
第三要件(③)

『基本論理』の  
切り捨て！

※論理のすり替えに  
よる9条解釈の「基  
本的な論理」なるも  
の捏造

合憲となる  
武力行使  
(個別的自衛  
権のみ)

憲法前文の  
平和主義の法理  
(a)、(b)、(c)

憲法9条及び平和主義に違反し、歯止め無き・無限定な「新三要件」

新第一要件(①)

新第二要件(②)

新第三要件

合憲となる  
武力行使  
・集团的自衛権  
・個別的自衛権

武力行使の「新  
三要件」

① 我が国に対する  
武力攻撃が発生し  
たこと、又は我が国  
と密接な関係にある  
他国に対する武力  
攻撃が発生し、これ  
により我が国の存立  
が脅かされ、国民の  
生命、自由及び幸  
福追求の権利が根  
底から覆される明  
白な危険があること  
② これを排除し、  
我が国の存立を全  
うし、国民を守るた  
めに他に適当な手  
段がないこと  
③ 必要最小限度  
の実力行使にとど  
まらなければならないこと

・憲法9条解釈の『基本論理』をかいくり集团的自衛権行使を可能とした7.1閣議決定のからくりは、①集团的自衛権行使の必要不可欠性の根拠である「立法事実の不存在」という事実のでっち上げと、②『基本論理』から平和主義の法理等を切り捨てた「基本的な論理」の捏造による論理のすり替えの二つからなる。  
・この「立法事実」とは、「我が国に武力攻撃が発生していない状況で生命を奪われる日本国民の存在」及び「その日本国民を救うために集团的自衛権の行使しか手段がない」という社会的事実の立証である。実は、新三要件の新第一要件①と新第二要件②はこの立法事実そのものであるから、その不存在は、新三要件が歯止め無き・無限定なものとなることを意味する。また、①、②が無限定ならば、③は必ずと歯止め無きものとなる。  
・『基本論理』を構成する平和主義の法理(a)は憲法改正以外に集团的自衛権を可能にすることを禁止し、法理(b)、(c)は他国への先制攻撃を本質とする集团的自衛権を真っ正面から否定する。特に、法理(c)は集团的自衛権で殺傷する他国民の平和的生存権を確認するものであり、新三要件②、③を全否定する。  
・『基本論理』においては、「我が国への武力攻撃」により「国民の生命が危険にさらされる」場合にしか武力行使を許容していないが、「基本的な論理」においてはこれをすり替え、米国とイラン(我が国への武力攻撃は行っていない)の戦争の事態でも要件を満たすとし、更に、これによる「石油運搬の困難」や我が国が米軍を防衛しないことによる「日米同盟の揺らぎ」などそうした事態だけでは国民の生命の具体的な危険が現に生じ得ないものでも要件を満たすとしている。